

旧手数料(令和3年3月31日まで)

種 類	単 位	金 額
(1) 犬、猫等の死体の処分	1頭につき	2,100円
(2) 燃やせるごみ、燃えがら及び汚泥の処分	10キログラムにつき	105円
(3) 生ごみの処分	10キログラムにつき	30円
(4) 空缶、空瓶及びその他資源ごみの処分	10キログラムにつき	30円
(5) 大形・不燃ごみの処分	10キログラムにつき	30円

新手数料(令和3年4月1日から)

種 類	単 位	金 額
(1) 一般廃棄物(生ごみを除く。)の処分	10キログラムまでごとに	105円
(2) 一般廃棄物(生ごみ)の処分	10キログラムまでごとに	30円
(3) 犬、猫等の死体の処分	1体につき	2,100円